賃貸借契約書

- 1 事業年度·番号 令和7年度 第11号
- 2 件 名 橋本市図書館情報システム機器借上
- 3 賃 貸 借 物 件 別紙仕様書のとおり
- 4 賃 借 料 月額 ¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)
- 5 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
- 6 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和12年10月31日まで
- 7 賃 貸 借 期 間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
- 8 契約保証金免除

この賃貸借契約について、橋本市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。 ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行ったうえ、 各自その電磁的記録を保管する。

令和 7 年 月 日

所 在 地 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

(発注者)

氏 名 橋本市長 平木哲朗

所在地(受注者)商号又は名称代表者氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の賃貸借契約(以下「契約書」という。)に関し、この 契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約書の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の 定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第4 8号)の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第24条の規定に基づき、発注者及び受注者協議 の上選任される調停人が行うものを除く。)の申し立てについては、発注者の事務所の所 在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、発注者及び受注者は、 前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者 は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協 議の内容を書面に記録するものとする。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の取扱い)

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 物件の保守等について仕様書に定めがある場合において、受注者は、当該作業を第三者 に行わせるときは、事前に発注者に届け出るものとし、当該第三者にこの契約書及び仕様 書を遵守させる義務を負うものとする。当該第三者を変更する場合も同様とする。

(物件の納入等)

第6条 受注者は、契約書及び仕様書等に定める物件(以下「物件」という。)を契約書及 び仕様書等で指定された物件設置(保管)場所へ、発注者が指定する機器引渡し期限(以 下「引渡し期限」という。)までに受注者の負担で納入しなければならない。また、物件 を納入した後、物件の運用開始日(以下「使用開始日」という。)までに使用可能な状態 に調整したうえ、発注者の使用に供さなければならない。

- 2 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰すことができない理由により納入 期限までに物件を納入することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくそ の理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合におけ る延長日数は、発注者及び受注者が協議して書面により定める。
- 3 受注者の責めに帰すべき事由により前項の引渡し期限までに物件を納入することができない場合において、引渡し期限後相当の期間内に物件を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して期日を延長することができる。
- 4 前項の遅延損害金の額は、引渡し期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年2. 50パーセントの割合で計算した額とする。

(物件の検査及び引渡し)

- 第7条 発注者は、受注者から物件の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行うものとする。
- 2 前項の検査に合格したときは、発注者は物件の引渡しを受けたものとし、必要に応じて 当該物件の引渡完了通知書等を受注者に交付するものとする。
- 3 第1項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は納入した物件の全部又は一部が第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、契約書及び仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。 この場合における引換え又は手直しに係る検査は、前3項の規定を準用する。

(賃借料の支払)

- 第8条 受注者は、この物件を発注者が使用した月(以下「当該月」という。)の翌日以降、 賃借料を発注者に請求することができる。ただし、発注者が仕様書等において請求時期を 別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1月分の月額として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は受注者の責に帰する事由により当該月の使用が1月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 発注者は、第1項の規定により適正な請求があったときは、その日から30日以内に第 1項に定める賃借料を支払わなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、前項に基づく賃借料の支払が遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合で計算した額の支払を発注者に対し請求することができる。
- 5 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等 額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく賃借料に相当額を加減 して支払うことができるものとする。

(損害保険)

- 第9条 受注者は、賃貸借契約期間中、受注者を保険契約者とする動産総合保険契約を受注 者の負担により付保しなければならない。
- 2 発注者の責めに帰する事由により物件が損害を受けた場合、発注者は、受注者に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。
- 3 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において、

受注者に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(物件の保管及び使用方法)

第10条 受注者は、物件に受注者の所有権を明示する表示又は標識等を付すことができる。

2 発注者は、契約書及び仕様書等に定める物件設置(保管)場所において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合は、受注者の承諾を得なければならない。

(物件の維持等)

- 第11条 発注者は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理し、物件本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 2 発注者は、物件に故障又は事故が生じたときは、直ちに受注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、契約期間中、発注者の承諾及び所定の手続きを経て物件設置(保管)場所に 立ち入って、物件の現状、保管状況を調査することができる。
- 4 発注者は、物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、発注者が通常の用法によって物件を使用したにもかかわらず、物件の欠陥等、物件自体起因する損害が第三者の及んだときは、この限りでない。

(物件の原状変更)

第12条 発注者は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外 すときは、事前に受注者の承諾を受けなければならない。

(物件の滅失又は毀損)

- 第13条 発注者の責による物件の滅失又は毀損については、発注者と受注者とが協議のう え、その費用(第9条の規定により付された保険により補填された部分を除く。)は、発 注者が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は受注者が原状 に回復しないことについて承諾したときは、この限りでない。
- 2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による費用の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(危険負担)

第14条 物件の引渡しから賃貸借期間満了日までに、発注者又は発注者の依頼による作業者の責により生じた損害及び、動産総合保険適用範囲外の事由により生じた損害については、発注者が補修又は交換に要する費用を負担するものとする。その他、発注者及び受注者いずれの責めにもよらない理由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の損害については、発注者と受注者が協議して損害の負担について定めるものとする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、受注者が納入した物件に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが判明した場合は、発注者は受注者に通知し、受注者は契約

不適合責任を負うものとする。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者に対し、引き換え又は手直しを請求することができる。ただし、第7条第2項に定める引渡しを受けた日の翌日から起算して1年を超えて請求することはできない。
- 3 物件の契約不適合により発注者が物件を使用できなくなったときは、受注者に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、引き換え又は手直しができず、当該契約不適合の生じた部分について契約が履行不能となった場合は、当該部分についての契約は終了する。

(契約内容の変更又は中止)

- 第16条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、契約金額又は期日を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議し、書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、賃貸借期間の残余期間にこの契約書の契約金額を乗じた額とする。

(発注者の解除権)

- 第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - (1) その責に帰すべき理由により、納入期限までに物件の納入を完了する見込みがない と明らかに認められるとき。
 - (2) 第7条第1項の検査の結果、物件の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物件を納入することができないと発注者が認めたとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者にこの契約における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く)
 - (4)公正取引委員会が、受注者にこの契約における違反行為があったとして独占禁止法 第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したと き(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場 合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提 起されたときを除く)
 - (5)公正取引委員会が受注者にこの契約における違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (6) 受注者(受注者が法人の場合に合っては、その役員又は使用人)がこの契約に関し 行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第1 98条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑 が確定したとき。

- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその 役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」 という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」と いう。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 下請契約等の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方と した場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解 除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (9) 第19条各号の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとし、 契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が総額の10分の1に満たないときは、受 注者が総額の10分の1に相当する額又はその不足額を違約金として発注者の指定する期 間内に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在 を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知 にかえることができるものとする。

(発注者の任意解除権)

- 第18条 発注者は、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受注者協議して定める。

(受注者の解除権)

- 第19条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 天災その他の不可抗力により物件を完納することが不可能となったとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により物件を納入することが不可能となったとき。
- (3) 第16条第1項の規定により、発注者が物件の納入を一時中止させる場合において、

その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

- (4) 第16条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更する場合において、賃借料が 3分の1以下に減少するとき。
- (5) 発注者の責めに帰すべき事由により物件が滅失し、又は毀損し、使用不可能となったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受注者協議して定める。

(解除に伴う措置)

第20条 第16条から前条までの規定により、この契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する賃借料を支払うものとする。

(転貸の禁止)

(物件の返環)

- 第22条 契約期間の終了又はこの契約を解除したときは、発注者は、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。
- 2 物件の引き取りに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

(損害金等の徴収)

- 第23条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年2.50パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.50パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者及び受注者間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第25条 債務負担行為に係る契約については、各会計年度における賃借料の支払限度額 (以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 ¥ 円

 令和8年度
 ¥ 円

 令和9年度
 ¥ 円

 令和10年度
 ¥ 円

 令和11年度
 ¥ 円

 令和12年度
 ¥ 円

2 発注者は、予算上の都合、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって 消費税等額に変動が生じた場合その他の必要があるときは、この契約を変更することなく、 前項の支払限度額を変更することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第26条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、 法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるも のでなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者が書面により行わなければならないことを指示した書類には適用しない。

(補則)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者協議してこれを定める。